

# 令和3年度 東近江市立蒲生西小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画投稿や無料通話アプリの利用等、新たないじめ問題が生じる等、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年3月に「滋賀県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に組織的に取り組みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

### (1) いじめの防止

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策であります。そのためには、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組みます。

#### ①わかる授業づくり

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・自発的に表現しあえる学習場面の設定（言語活動の充実）

#### ②学習規律の徹底

- ・チャイム席
- ・正しい姿勢（ピントタイム）
- ・発表の仕方、聞き方

#### ③学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実

#### ④社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定

- ・体系的・計画的な体験活動の実施
- ⑤児童会活動の充実
  - ・学校行事の主体的な運営
  - ・委員会活動の充実
- ⑥人権学習、道徳教育の推進
  - ・一人ひとりのよさや違いを認め合える学習
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応することです。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要であります。併せて定期的な面談や各種調査を併用します。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとなります。

- ①朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ・出席をとるときの声、表情
  - ・健康観察、保健室等での様子
- ②個人面談の実施
  - ・教育相談週間の設定
- ③生活行動アンケートの実施
  - ・学期に1回実施（6月、11月、2月）

## (3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への

助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ア) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ・ 教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- ・ 児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ・ 児童生徒に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

##### イ) ネット上のいじめへの対処

- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

#### ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

#### イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る

#### ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

#### エ) 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

#### オ) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う

#### カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

#### キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

#### ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

#### ケ) PDCAサイクルに基づき、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### ②構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当主任、人権教育担当主任、児童会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

#### ③関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

#### ④その他

- ・校務の効率化を図り、一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。
- ・基本方針、年間計画の見直し  
策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。